

令和3年度市民税・県民税申告書の書き方

この書き方をよくお読みになって申告していただきますようお願いいたします。

なお、令和3年度の申告書は、令和2年度の申告実績等に基づいてお送りしていますので、今回、申告書が届きましても必ずしも申告義務があるとは限りません。下記の事項を確認の上、提出してください。

所得税の確定申告義務がある方は、この市民税・県民税申告書ではなく、所得税の確定申告書を税務署へ提出してください。

申告の必要な人

令和3年1月1日現在草津市内に居住していた人(令和3年1月2日以降に草津市外へ転出された人も含みます。)で、令和2年中(1月から12月)の所得が次に該当する人です。

1. 営業、保険外交、農林水産業などの事業による所得や地代、家賃、配当などの所得のあった人	
2. 給与所得の他に各種の所得(農業所得、不動産所得、配当所得、雑所得等)のあった人 〔給与所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。〕	所得金額の計算に必要な収支内訳書、源泉徴収票等を申告書3枚複写の3枚目に添付してください。
3. 2か所以上から給与の支払いを受けている人 〔年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得以外の各種所得の合計金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。〕	
4. 給与所得のみで勤務先から草津市に給与支払報告書が提出されていない人	源泉徴収票、生命保険料控除証明書等を申告書3枚複写の3枚目に添付してください。
5. 給与所得のみで、令和2年の途中で退職し、再就職されていない人	
6. 公的年金等による雑所得のみの人であっても、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除などの各種控除を受けようとする人	
7. 日給による給与収入で所得税を源泉徴収されていない人 (源泉徴収票を交付されていない人)	申告書3枚複写の1枚目裏面の「6 給与所得の内訳」欄に月別の収入金額を記入してください。

令和2年中に所得がなかった人についても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定および各種福祉関係の助成制度、就学奨励金の給付、公営住宅の入居等に必要のため、「2 所得金額」の「合計⑩」欄に0を記入し、申告してください。特に国民健康保険に加入されている世帯の人や後期高齢者医療制度に加入されている人は必ず申告書を提出してください。

※所得がなく扶養に入っている方でも、所得欄に0と記入された税の証明書が必要な方は申告書の提出が必要です。

※昨年中の所得が失業保険・遺族年金・障害年金のみの方は「2 所得金額」の「合計⑩」欄に0を記入してください。

※この申告書の書き方は、令和3年1月1日現在の法律に基づいています。なお、税法改正等により変更になる場合があります。

★令和2年中の所得に、譲渡所得(土地、建物、株式等の譲渡)や事業所得(営業等)のある人は、申告書とともに分離課税用申告書または収支内訳書を提出してください。

分離課税用申告書、収支内訳書は草津市のホームページまたは税務課市民税係にあります。

★市県民税申告書は3枚複写となっていますので、郵送される人は、申告書の2枚目(複写)を本人控えとして保管していただき、1枚目および控除証明書など関係資料を貼り付けた3枚目を郵送してください。

なお、申告書の2枚目に受付印が必要な人は、返信先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封いただければ、受付印を押印し返送します。

★申告書の1枚目裏面の「13 事業税に関する事項」についてのお問い合わせは、滋賀県南部県税事務所(TEL 077-567-5407、FAX 077-566-0439)までお願いします。

★平成29年度市県民税申告書から「個人番号」欄が設けられています。個人番号の記載もれがないよう注意してください。

申告をしなくてもよい人

- 令和2年分の所得税の確定申告をした人
- 令和2年中の所得が給与所得のみで、勤務先から草津市に給与支払報告書が提出されている人
- 令和2年中の所得が公的年金収入のみで、その収入金額(支払金額)が下記の条件の人【市県民税が非課税になるため】
 - 昭和31年1月1日以前生まれの人(65歳以上)で、公的年金収入金額が1,520,000円以下の人
 - 昭和31年1月2日以降生まれの人(65歳未満)で、公的年金収入金額が1,020,000円以下の人(公的年金については、その支払者から支払金額が記載された「公的年金等支払報告書」が草津市に提出されます。ただし、障害年金・遺族年金は除きます。)
- 年間所得が42万円以下の人で、市内に居住する人の扶養親族になっている人(税法上の被扶養者の届がされている場合)

申告書の提出先 草津市役所 税務課市民税係[1階・9番窓口]

(添付書類が揃っているものは郵送でも可)

申告に必要なもの

①令和3年度市県民税申告書②印鑑③源泉徴収票または給与支払者の支払証明書④各種(医療費、生命保険料等)控除証明書等⑤事業所得(営業、農業、不動産等)のある人は収支内訳書(収支内訳書の用紙は草津市のホームページまたは税務課市民税係にあります。)

お問い合わせ先

草津市総務部税務課市民税係[1階・9番窓口]

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

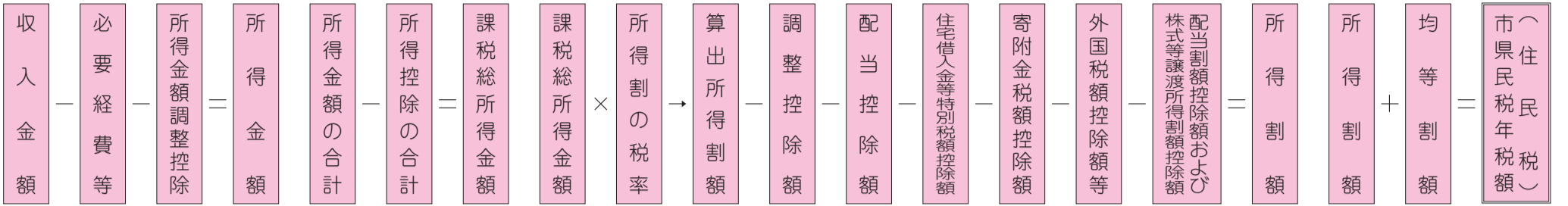
TEL077-561-2309 FAX077-561-2479

e-mail:zeimu@city.kusatsu.lg.jp

市民税・県民税のしくみ

市民税と県民税を合わせて、住民税ともよばれています。住民税は、市や県がその地域住民の生活に直結した事業を行うために要する経費をまかなうため、できるだけ多くの市民にそれぞれの能力に応じて納めていただく税で、納税を通して市や県の自治運営に参加していただくものです。

市・県民税には、所得割と均等割とがあります。所得割は、前年の所得金額を基礎として、住民税での所得控除を差し引いて課税総所得金額を求め、税率を乗じて算出所得割額を計算します。さらに税額控除額等を差し引いて所得割額を決めます。



●生命保険料控除額

〔新一般生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料〕(平成24年1月1日以降契約締結分)【表1】		〔旧一般生命保険料、旧個人年金保険料〕(平成23年12月31日以前契約締結分)【表2】	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
56,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律35,000円

・新契約と旧契約の双方で一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額はそれぞれ次のA及びBの金額の合計額(上限28,000円)になります。なお、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の合計適用限度額は70,000円です。
A. 新契約の支払保険料については、上記【表1】により計算した金額、B. 旧契約の支払保険料については、上記【表2】により計算した金額

●地震保険料控除額

支払った地震保険料	控除額	支払った旧長期損害保険料	控除額
50,000円以下	支払った保険料×1/2	5,000円以下	全額
50,000円超	25,000円	5,000円超15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円

・地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額(ただし、控除限度額25,000円)
・一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合は、いずれか一方の契約区分を選択して控除額を計算します。
※旧長期損害保険: 保険期間が10年以上の満期返戻金が支払われる長期損害保険で平成18年12月31日以前の保険始期のもの

●配偶者控除額

納税義務者の合計所得金額	控除額	
9,000,000円以下	一般(昭和26年1月2日以降に生まれた人)	老人(昭和26年1月1日以前に生まれた人)
	330,000円	380,000円
9,000,000円超9,500,000円以下	220,000円	260,000円
9,500,000円超10,000,000円以下	110,000円	130,000円
10,000,000円以上	0円	

●「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。また事業専従者も含まれません。合計所得金額が48万円以下の人。

●扶養控除額

区分	控除額
一般(昭和26年1月2日～平成10年1月1日、平成14年1月2日～平成17年1月1日に生まれた人)	330,000円
老人(昭和26年1月1日以前に生まれた人)	380,000円
特定(平成10年1月2日～平成14年1月1日に生まれた人)	450,000円
同居老親等	450,000円

- 一般扶養親族…納税義務者と生計を一にする親族(配偶者、年齢が16歳未満の人〔平成17年1月2日以降に生まれた人〕、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。
- 老人扶養親族…扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人をいいます。 ●特定扶養親族…扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。
- 同居老親等…老人扶養親族のうち、当該納税義務者またはその配偶者の直系尊属(父母や祖父母などをいいます。)で当該納税義務者またはその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

●配偶者特別控除額

納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額							
	100万円以下	105万円以下	110万円以下	115万円以下	120万円以下	125万円以下	130万円以下	133万円以下
	控除額							
900万円以下	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
950万円以下	220,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
1,000万円以下	110,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円

※配偶者が控除対象配偶者に該当する場合や、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除は適用されませんのでご注意ください。

所得金額調整控除

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除(1項)	給与等の収入金額が850万円を超えているかつ、以下のいずれかに該当する場合、総所得金額を算出する際に給与所得額から控除されます。 (A)本人が特別障害者に該当する人 (B)年齢23歳未満の扶養親族を有する人 (C)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する人 所得金額調整控除額算出式(給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×10% (注意)1円未満の端数がある場合は切り上げとなります。
給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除(2項)	以下のすべてに該当する場合、総所得金額を算出する際に給与所得額から控除されます。 給与所得と公的年金所得の両方を有しており、その合計額が10万円を超える所得金額調整控除額=給与所得(上限10万円)+公的年金所得(上限10万円)-10万円

所得割の税率

市民税所得割の税率		県民税所得割の税率	
一律	6%	一律	4%

配当控除(税額控除)

当所得がある場合には、次の表の割合により税額控除として配当控除が受けられます。(分離課税を選択したものの、申告をしないことを選択したものを除く)

税目	配当控除の割合		※証券投資信託の収益の分配分には、一部配当控除の割合が異なるものがあります。
	課税総所得金額等が1,000万円までの部分	課税総所得金額等が1,000万円を超える分	
市民税	配当所得の1.6%	配当所得の0.8%	
県民税	配当所得の1.2%	配当所得の0.6%	

寄附金税額控除

都道府県、市町村、特別区、滋賀県共同募金会日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県条例指定団体または草津市条例指定団体に対して支出した寄附金の合計額が2千円を超える場合には、寄附金税額控除を受けられます。寄附金税額控除額は寄附金の種類によって異なります。

寄附金税額控除額(基本分)	{対象となる寄附金の合計額(総所得金額等の30%が限度)-2千円}×10%(市6%、県4%)
---------------	--

配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額

市民税	県民税
株式等譲渡所得割額控除額の3/5	株式等譲渡所得割額控除額の2/5

均等割の税率

市民税	3,500円	県民税	2,300円[琵琶湖森林づくり県民税800円を含みます]
-----	--------	-----	------------------------------

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(令和2年中の総所得金額等が38万円以下の者に限る。)が令和2年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、雑損控除を受けることができます。 雑損控除額は、次の(1)または(2)のいずれか多い金額です。 (1)損害金額-保険金などで補てんされる金額-総所得金額等×10%の額 (2)災害関連支出の金額-5万円 (お願い)災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を添付または提示してください。															
⑭医療費控除	あなたが令和2年中に病院、診療所、薬局、助産所などにあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費で通常必要と認められるものおよび介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超えるときは、医療費控除を受けることができます。保険金などで補てんされる金額には、病院などに支払った医療費のうち後日、生命保険会社などから払戻しを受けた金額などを記入してください。 医療費控除額は、支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を引いたもの)-総所得金額等×5%(ただし、10万円を超える場合は10万円)の額です。[最高限度額200万円] ※総所得金額等が赤字の場合は0を代入 (お願い)医療費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費控除の明細書の添付が必要になりました。 スイッチOTC医薬品控除(医療費控除の特例) あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入代価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の金額(その金額が88,000円を超える場合は、88,000円が上限)について、当該年分の総所得金額等から控除します。 スイッチOTC医薬品控除の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。 ※スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品															
⑮社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが令和2年中に支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。 控除を受けられる保険料は、国民健康保険の保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金の保険料、厚生年金の保険料、雇用保険の保険料、介護保険の保険料などです。配偶者(妻または夫)の公的年金から引き去りされている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料については、夫または妻の申告で社会保険料控除の対象とはなりません。 (お願い)国民年金の保険料については、支払証明書を添付または提示してください。															
⑯小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和2年中に小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)または市町村が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。 (お願い)支払った掛金の額と氏名などを証する書類を添付または提示してください。															
⑰生命保険料控除	あなたが令和2年中にあなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約の保険料および、介護医療保険契約の保険料を支払った場合、また、あなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約などのために保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。新一般生命保険料、旧一般生命保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、介護医療保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※生命保険料控除額は、2ページをご覧ください。 (お願い)支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類を添付または提示してください。															
⑱地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財を保険の目的とし、かつ、地震や噴火等を原因とする火災、損壊、埋没または流出による損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金が支払われる損害保険料契約等などのために、あなたが令和2年中に支払った保険料のうち地震等損害部分の保険料について地震保険料控除を受けることができます。また平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に基づいてあなたが令和2年中に支払った保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。地震保険料と旧長期損害保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※地震保険料控除額は、2ページをご覧ください。 (お願い)支払保険料や掛金の額、氏名などを証する書類を添付または提示してください。															
⑲寡婦控除	あなたが次のすべてに該当し、ひとり親控除に該当しない場合には、26万円の寡婦控除を受けることができます。 (1)令和2年12月31日現在、夫と死別している人が、夫と離婚した後婚姻していない人または夫の生死が明らかでない人かつ、子以外の親族で総所得金額が48万円以下の者を有する人 (2)令和2年12月31日現在、令和2年中の合計所得額が500万円以下の人 (3)あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。															
⑳ひとり親控除	あなたが次のすべてに該当する場合には、30万円のひとり親控除を受けることができます。 (1)令和2年12月31日現在、婚姻していない人や配偶者の生死が明らかでない人かつ、生計を一にしている子で総所得金額が48万円以下の者を有する人 (2)令和2年12月31日現在、令和2年中の合計所得額が500万円以下の人 (3)あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。															
㉑勤労学生控除	令和2年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和2年中の合計所得金額が75万円以下(うち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下)の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。															
㉒障害者控除	令和2年12月31日現在、あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が次のいずれか一つに当てはまる場合には、1人につき26万円(ただし、これらの者が特別障害者の場合は、1人につき30万円、同居特別障害者の場合は、1人につき53万円)の障害者控除を受けることができます。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>精神障害者保健福祉手帳</th> <th>戦傷病者手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1級・2級</td> <td>A</td> <td>1級</td> <td>特別項症から第3項症</td> </tr> <tr> <td>その他障害者</td> <td>3級以下</td> <td>B</td> <td>2級・3級</td> <td>第4項症以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記以外でも障害者控除を受けられる場合があります</p>		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1級・2級	A	1級	特別項症から第3項症	その他障害者	3級以下	B	2級・3級	第4項症以下
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳												
特別障害者	1級・2級	A	1級	特別項症から第3項症												
その他障害者	3級以下	B	2級・3級	第4項症以下												
㉓配偶者控除 ㉔扶養控除 16歳未満の扶養親族(控除対象外)	あなたに配偶者や扶養親族がある場合には、年齢により配偶者控除や扶養控除を受けることができます。配偶者および扶養親族とは、令和2年12月31日現在であなたと生計を一にする配偶者や親族で、令和2年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入で103万円以下)の人です。年中で死亡された人は含みますが、事業専従者は含みません。 ※配偶者控除額および扶養控除額は、2ページをご覧ください。 ※16歳未満の扶養親族も記入してください。															
㉕配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者(他の者の扶養親族とされた配偶者および事業専従者を除く。)の合計所得金額が48万円を超え133万円以下(給与収入で103万円を超え201万5,999円以下)のときは、配偶者特別控除を受けることができます。 ※配偶者特別控除額は、2ページをご覧ください。															
㉖基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">合計所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>2,500万円超</td> </tr> <tr> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額				2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超	43万円	29万円	15万円	適用なし			
合計所得金額																
2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超													
43万円	29万円	15万円	適用なし													

令和3年度 市民税県民税(国民健康保険税)申告書

(あて先)	現住所	
草津市長	1月1日現在の住所	
	フリガナ	
年月日提出	氏名	
	生年月日	明・大・昭 平・令
	世帯主の氏名	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の
⑬ 雑損控除	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失のうち災害関連支
⑭ 医療費控除	支払った医療費	保険金などで補填される	
⑮ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
⑰ 生命保険料控除	新一般生命保険料の計	旧一般生命保険料の計	
⑱ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑲ 寡婦控除	寡婦、ひとり親、勤労学生控除	控除額	
⑳ ひとり親控除	ひとり親控除	控除額	
㉑ 勤労学生控除	勤労学生控除	控除額	
㉒ 障害者控除	障害者控除	控除額	
㉓ 配偶者控除 ㉔ 配偶者特別控除 ㉕ 扶養親族	配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	控除額	
㉖ 基礎控除	基礎控除	控除額	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面[12]に氏名、扶養控除額、個人番号及び住所を記入してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

合計所得金額と総所得金額等

合計所得金額

次の1~4の合計額。※繰越控除前の金額

総所得金額等

次の1~4の合計額。※繰越控除後の金額

所得の内容など

- 1 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、退職所得および雑所得の合計額(損益通算)
- 2 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(注)2の損益通算はそれぞれ1/2前で行う)
- 3 申告分離課税(それぞれ特別控除前)の所得
- 4 退職所得金額(源泉分離課税の対象とならない)

※繰越控除とは

純損失や雑損失の繰越控除、特定居住用財産の繰越控除、特定中小企業が発行した株式の先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

書き方

収入金額等および所得金額（申告書の1枚目裏面の明細も書いてください。）

- 収入金額…令和2年中に収入することの確定した金額を記入してください。
- 必要経費…収入を得るために必要なものに限られます。日常家事に要した生活費は含まれません。
- 所得金額…収入金額から、必要経費等を差し引いた金額（給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額）を記入してください。

申告書	宛名番号	
	職業	
	電話番号	
個人番号		
続柄		

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の）に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア
	事業	農業	イ
	不動産	不動産	ウ
	利子	利子	エ
	配当	配当	オ
	給与	給与	カ
	公的年金等	公的年金等	キ
	雑所得	雑所得	ク
	その他	その他	ケ
	短期	短期	コ
	長期	長期	サ
	一時	一時	シ
2 所得金額	事業	営業等	①
	事業	農業	②
	不動産	不動産	③
	利子	利子	④
	配当	配当	⑤
	給与	給与	⑥
	公的年金	公的年金	⑦
	雑所得	雑所得	⑧
	その他	その他	⑨
	⑦～⑨までの合計		⑩
	総合譲渡・一時		⑪
	合計		⑫
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除		⑬
	医療費控除	区分	⑭
	社会保険料控除		⑮
	小規模企業等共済掛金控除		⑯
	生命保険料控除		⑰
	地震保険料控除		⑱
	寡婦、ひとり親、控除	⑲～⑳	
	勤労学生・障害者控除	㉑～㉒	
	配偶者控除	㉓	
	配偶者特別控除	㉔	
	扶養控除	㉕	
	基礎控除	㉖	
合計		㉗	

※この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要はありません。

①営業等	販売業、飲食店業などから生じる所得または自由職業(医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等)などから生じる所得(農業以外の事業から生じる所得)を記入してください。 ※収支内訳書を添付してください。																																																							
②農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業から生じる所得を書いてください。 ※収支内訳書を添付してください。																																																							
③不動産	地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。 ※収支内訳書を添付してください。																																																							
④利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得を書いてください。 次の所得については課税されませんから、申告する必要はありません。 (1)所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2)所得税で非課税とされる小額預金などの利子所得																																																							
⑤配当	(1)上場株式に係る配当(大口株主等を除く) 市・県民税5%の源泉徴収がある場合、申告不要。(ただし、申告することにより総合課税で配当控除を受けることや、申告分離課税のいずれかを選択できます。) (2)非上場株式の配当および発行済株式総数等の5%(平成23年10月1日以後に支払いを受けるべき配当については3%)以上を有する大口株主等に対する配当金額の多少に関らず申告要。申告により配当控除を適用し、総合課税となります。																																																							
⑥給与	給与、賃金、賞与などを記入してください。(給与の収入金額(カ)を必ず記入してください。) 給与所得金額速算表…給与等に係る収入金額に応じて次により計算します。(単位:円)																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与等の収入金額の合計額(A)</th> <th rowspan="2">給与所得の金額(B)</th> <th colspan="2">給与等の収入金額の合計額(A)</th> <th colspan="2">給与所得の金額(B)</th> </tr> <tr> <th>から</th> <th>まで</th> <th>から</th> <th>まで</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">550,999まで</td> <td>0</td> <td>1,624,000</td> <td>1,627,999</td> <td colspan="2">1,074,000</td> </tr> <tr> <td>551,000</td> <td>1,628,000</td> <td>A-550,000</td> <td>1,628,000</td> <td>1,799,999</td> <td>給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた後、「4」を掛けてください。(C)</td> <td>C×60%+100,000</td> </tr> <tr> <td>1,619,000</td> <td>1,619,999</td> <td>1,069,000</td> <td>3,600,000</td> <td>6,599,999</td> <td></td> <td>C×70%-80,000</td> </tr> <tr> <td>1,620,000</td> <td>1,621,999</td> <td>1,070,000</td> <td>6,600,000</td> <td>8,499,999</td> <td></td> <td>C×80%-440,000</td> </tr> <tr> <td>1,622,000</td> <td>1,623,999</td> <td>1,072,000</td> <td colspan="2">8,500,000から</td> <td></td> <td>C×90%-1100,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>A-1950,000</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額の合計額(A)		給与所得の金額(B)	給与等の収入金額の合計額(A)		給与所得の金額(B)		から	まで	から	まで			550,999まで		0	1,624,000	1,627,999	1,074,000		551,000	1,628,000	A-550,000	1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた後、「4」を掛けてください。(C)	C×60%+100,000	1,619,000	1,619,999	1,069,000	3,600,000	6,599,999		C×70%-80,000	1,620,000	1,621,999	1,070,000	6,600,000	8,499,999		C×80%-440,000	1,622,000	1,623,999	1,072,000	8,500,000から			C×90%-1100,000							A-1950,000
給与等の収入金額の合計額(A)		給与所得の金額(B)	給与等の収入金額の合計額(A)		給与所得の金額(B)																																																			
から	まで		から	まで																																																				
550,999まで		0	1,624,000	1,627,999	1,074,000																																																			
551,000	1,628,000	A-550,000	1,628,000	1,799,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた後、「4」を掛けてください。(C)	C×60%+100,000																																																		
1,619,000	1,619,999	1,069,000	3,600,000	6,599,999		C×70%-80,000																																																		
1,620,000	1,621,999	1,070,000	6,600,000	8,499,999		C×80%-440,000																																																		
1,622,000	1,623,999	1,072,000	8,500,000から			C×90%-1100,000																																																		
						A-1950,000																																																		
⑦公的年金	公的年金等の収入金額-公的年金等控除額 公的年金等(恩給・国民年金・厚生年金・公務員の共済年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除きます。)から生じる所得を記入してください。(公的年金等の収入金額(キ)を必ず記入してください。) 公的年金等に係る雑所得金額速算票…(A)×(B)-(C)=公的年金等に係る雑所得の金額 昭和31年1月2日以後に生まれた人																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公的年金等の収入金額の合計(A)</th> <th rowspan="2">割合(B)</th> <th colspan="3">控除額(C)</th> </tr> <tr> <th>から</th> <th>まで</th> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1,299,999円まで</td> <td>100%</td> <td>60万円</td> <td>50万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円</td> <td>4,099,999円</td> <td>75%</td> <td>27.5万円</td> <td>17.5万円</td> <td>7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円</td> <td>7,699,999円</td> <td>85%</td> <td>68.5万円</td> <td>58.5万円</td> <td>48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円</td> <td>9,999,999円</td> <td>95%</td> <td>145.5万円</td> <td>135.5万円</td> <td>125.5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10,000,000円から</td> <td>100%</td> <td>195.5万円</td> <td>185.5万円</td> <td>175.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額の合計(A)		割合(B)	控除額(C)			から	まで	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額						1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	1,299,999円まで		100%	60万円	50万円	40万円	1,300,000円	4,099,999円	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円	4,100,000円	7,699,999円	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円	7,700,000円	9,999,999円	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円	10,000,000円から		100%	195.5万円	185.5万円	175.5万円								
公的年金等の収入金額の合計(A)		割合(B)	控除額(C)																																																					
から	まで		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																					
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																			
1,299,999円まで		100%	60万円	50万円	40万円																																																			
1,300,000円	4,099,999円	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円																																																			
4,100,000円	7,699,999円	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円																																																			
7,700,000円	9,999,999円	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円																																																			
10,000,000円から		100%	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																			
	昭和31年1月1日以前に生まれた人																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公的年金等の収入金額の合計(A)</th> <th rowspan="2">割合(B)</th> <th colspan="3">控除額(C)</th> </tr> <tr> <th>から</th> <th>まで</th> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">3,299,999円まで</td> <td>100%</td> <td>110万円</td> <td>100万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円</td> <td>4,099,999円</td> <td>75%</td> <td>27.5万円</td> <td>17.5万円</td> <td>7.5万円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円</td> <td>7,699,999円</td> <td>85%</td> <td>68.5万円</td> <td>58.5万円</td> <td>48.5万円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円</td> <td>9,999,999円</td> <td>95%</td> <td>145.5万円</td> <td>135.5万円</td> <td>125.5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10,000,000円から</td> <td>100%</td> <td>195.5万円</td> <td>185.5万円</td> <td>175.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額の合計(A)		割合(B)	控除額(C)			から	まで	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額						1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	3,299,999円まで		100%	110万円	100万円	90万円	3,300,000円	4,099,999円	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円	4,100,000円	7,699,999円	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円	7,700,000円	9,999,999円	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円	10,000,000円から		100%	195.5万円	185.5万円	175.5万円								
公的年金等の収入金額の合計(A)		割合(B)	控除額(C)																																																					
から	まで		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																					
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																			
3,299,999円まで		100%	110万円	100万円	90万円																																																			
3,300,000円	4,099,999円	75%	27.5万円	17.5万円	7.5万円																																																			
4,100,000円	7,699,999円	85%	68.5万円	58.5万円	48.5万円																																																			
7,700,000円	9,999,999円	95%	145.5万円	135.5万円	125.5万円																																																			
10,000,000円から		100%	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																			
	(お願い)「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」を申告書に付けて提出してください。																																																							
⑧業務	業務に係る総収入金額-必要経費 業務に係るものは、副業に係る収入うち営利を目的とした継続的なものを記入してください。																																																							
⑨その他	公的年金等や業務以外の雑所得に係る総収入金額-必要経費 公的年金等や業務以外のものを記入してください。																																																							
⑩⑦～⑨までの合計	「⑦公的」、「⑧業務」、「⑨その他」の算式によって計算した金額の合計 ※⑧・⑨に該当する場合申告書3枚複写の1枚目裏面「9雑所得(公的年金等以外)」に関する事項欄に明細を記入してください																																																							
⑪総合課税の譲渡	船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得を記入してください。 長期譲渡に相当するもの…5年を超える期間にわたって保有して譲渡した場合 短期譲渡に相当するもの…保有期間5年間以内で譲渡した場合 「特別控除額」は、通常の場合は50万円ですが、収用があった場合などには特例を受けることができます。																																																							
一時	生命保険、郵便局等の満期保険金、賞金、懸賞当選金品、競馬、競輪の払戻金などのような一時的な所得を記入してください。 「特別控除額」は通常の場合50万円です。 ※申告書3枚複写の1枚目裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に明細を記入してください。																																																							

□株式等の配当所得および譲渡所得等の申告不要制度
※所得税の控除額とは異なります。
租税特別措置法第41条の3の3の規定を適用する場合には「給与(カ)」欄の「区分」の□に「1」を、3の4の規定を適用する場合には「2」を、両方を適用する場合には「3」を記入してください。
地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
分離課税に係る所得等のある方は、税務課へお問い合わせください。

5 給与所得および公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納付方法
□ 給与から差引き(特別徴収) □ 自分で納付(普通徴収)

等について

所得、総合課税の配当所得、総合課税の短期譲渡所得(損益通算後の金額)の1/2後の金額

合計額(損益通算後の金額)の1/2後の金額

行

得金額の合計額

らないもの)、山林所得金額の合計額

および居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失および上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、